

## 第7期

# 三重県国民健康保険団体連合会中期事業計画

〈令和8年度～令和10年度〉

三重県国民健康保険団体連合会



## はじめに

国民健康保険（以下「国保」という。）は制度創設以来、国民皆保険の基盤となる最後の砦として中核を担い、地域医療の確保と健康の維持増進に貢献してまいりました。しかしながら、少子高齢化と人口減少が加速する中で、「年齢構成が高く医療費水準が高い」「所得水準が低く保険料の負担が重い」「財政運営が不安定になるリスクの高い小規模保険者が多い」という構造的な問題を抱えております。

このような中、国においては医療・介護DXの技術革新の迅速な実装やデータの二次利用を促進し、社会の変化に柔軟に対応し得る持続可能な社会保障制度の確立を図ることとしております。

なかでも、医療・介護の分野では、全国医療情報プラットフォームを構築し、質の高い効率的なサービスが提供される体制づくりを目指して「医療DXの推進に関する工程表」に基づく改革が進められています。また、予防・健康づくりの分野では、パーソナルヘルスレコードの活用による健康寿命の延伸や重症化予防の効果的な取り組み支援などが盛り込まれています。

本会といたしましては、こうした医療・介護DXの実現に向け、PMH（Public Medical Hub）による情報連携を活用した市町医療DX関連業務の受託など、新たな保険者支援に取り組んでいくこととしております。また、基幹業務である審査支払業務においては、審査結果の不合理な差異の解消や整合的かつ効率的なシステムの在り方の実現に向け、「審査支払機能に関する改革工程表」に基づき、業務の充実を図ってまいります。

本計画は、こうした国保連合会を取り巻く環境の変化を踏まえ、保険者の共同体としての負託に応えるため、中期的な事業運営を定めるものです。

計画の実現に向けて、保険者と市町や関係機関との連携を図りながら、職員一体となって保険者からの信頼に応えられるよう運営してまいりますので、今後一層のご理解とご協力をお願い申し上げます。

令和8年2月

三重県国民健康保険団体連合会  
理事長 鈴木 健一

## 目 次

第1	計画の策定	1
I	計画策定の趣旨	
II	計画の期間	
III	進捗管理と評価基準	
第2	国保連合会を取り巻く環境	2
第3	第6期中期事業計画の評価	4
第4	国保連合会が目指す方向	7
I	基本理念	
II	基本方針	
1.	保険者・市町と県のニーズに即応した事業の推進	
2.	環境の変化に対応した組織運営体制の推進	
III	具体的施策	
1.	保険者・市町と県のニーズに即応した事業の推進	
(1)	審査支払等関係事業	
①	審査支払業務の充実	9
②	療養費の適正化	10
③	審査支払機能を活用した委託事業の充実	11
(2)	保険者支援事業	
①	医療DX等の推進と管理	12
②	保険者支援事業の充実	13
(3)	国保財政支援事業	
①	国保財政事業に対する支援の充実	14
(4)	保健事業	
①	保健事業に対する支援の充実	15
②	特定健診・特定保健指導に対する支援の充実	16
③	健康・医療自治体健診DX推進における受託事業の充実	17
(5)	介護保険関係事業	
①	介護給付費等の審査支払事業の充実	18
②	介護保険者事務電算化共同処理事業の充実	19

(6) 障害者総合支援関係事業

①障害者総合支援関係事業の充実・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 20

2. 環境の変化に対応した組織運営体制の推進

(1) 財務関係事業

①財務の健全性と透明性の確保・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 21

(2) 組織運営関係事業

①組織運営体制の確立・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 22

②業務管理体制の整備・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 23

## 第1 計画の策定

### I 計画策定の趣旨

今後の社会保障制度の在り方について、国では、生産年齢人口の減少や高齢化に伴う医療・介護ニーズの増加といった様々な課題に対応していくため、将来を見据えた全世代型社会保障の構築に向けた議論が進められている。

こうしたなか、この計画は、これまでの三重県国民健康保険団体連合会（以下「本会」という。）の取り組みを踏まえて目指すべき方向を明確にし、保険者と市町や関係機関との連携を図りながら、保険者の共同体としての負託に応えられるよう、職員一体となって取り組むための基本として策定する。

### II 計画の期間

計画期間は、令和8年度から令和10年度の3年間とする。

### III 進捗管理と評価基準

中期事業計画に基づく単年の事業計画に対し、毎年その進捗状況を確認して見直しを行うことで、PDCAサイクルを着実に回して実行する。

#### 【評価基準】

S	計画より上回っている、または大幅に超える成果を出している
A	計画どおり実施している
B	計画より下回っている
C	計画より大幅に下回っている

## 第2 国保連合会を取り巻く環境

### I 人口構造の変化と医療費の動向

我が国における少子高齢化の動きは加速化しており、今後も生産年齢人口の減少など人口構造の変化に注視していく必要がある。

国保においては、加入者の高齢化が進行している中で、令和2年以降の国民年金法の改正による短時間労働者に対する被用者保険の適用拡大により被保険者数は減少傾向にある。一方、後期高齢者は、団塊世代の完全移行により増加率は緩やかになるものの、長寿化により増加の一途をたどっている。

医療費については、高齢者の増加や医療の高度化により年々増加しており、令和6年度には、国全体で48.0兆円（三重県では6,178億円）となっている。国保の医療費は、被保険者数の減少にもかかわらず増加傾向にあり、依然として厳しい財政状況が続くと考えられる。また、後期高齢者の医療費は、被保険者数とともに増加傾向が続いている。

### II 審査支払業務の効率化・高度化への対応

令和3年3月に策定された「審査支払機能に関する改革工程表」に基づき、厚生労働省・社会保険診療報酬支払基金（以下「支払基金」という。）・国民健康保険中央会（以下「国保中央会」という。）の三者で協議が進められている。

なかでも、審査結果の不合理な差異の解消に向けては、支払基金と国保連合会の間での審査基準・コンピューターチェックの統一を、また、整合的かつ効率的なシステムの在り方の実現に向けては、審査支払機能の在り方に関する検討会報告書（令和3年3月29日）等を踏まえ、支払基金と国保中央会、各都道府県連合会の審査支払システムのうち、審査領域における共同利用等を目指し、取り組んでいる。

### III 健康保険法等の一部改正

「全世代対応型の持続可能な社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律（令和5年法律第31号）」が令和5年5月19日に公布された。

今回の改正では、出産育児一時金の支給費用の一部を後期高齢者医療制度からも支援する仕組みとする「こども・子育て支援の拡充」や後期高齢者の医療給付費を後期高齢者と現役世代で公平に支え合うための「高齢者医療制度の見直し」等が行われた。

給付は高齢者中心、負担は現役世代中心というこれまでの社会保障の構造を見直し、給付と負担のバランスや現役世代の負担上昇を抑制しつつ、能力に応じて皆が支え合う全世代型社会保障制度の構築を目指した改革が進められている。

#### IV 地域包括ケアシステム構築への支援

団塊の世代が75歳以上となる2025年度を目途に、可能な限り住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるよう、住まい・医療・介護・予防・生活支援が一体的に提供される地域の包括的な支援・サービス提供体制（地域包括ケアシステム）の構築が推進されてきた。

今後、人口減少のスピードや高齢化の進展の地域差がより顕在化していく2040年に向けて、地域の状況に応じたサービス提供体制や医療・介護との連携等、状況を踏まえつつ、地域包括ケアシステムの深化を図っていく必要がある。

本会においても専門的な知識を有する保健師の派遣や情報提供、事業の実施状況の分析及び評価など、保険者に対する積極的な支援が求められている。

#### V データヘルス改革と医療介護DXの推進への対応

世界最高水準の健康寿命を誇る我が国の高齢者は、労働参加率や医療費でみても若返っている。こうした前向きな変化を踏まえ、更に健康寿命を延伸し、Well-beingの向上を図り、性別や年齢に関わらず生涯活躍できる社会を実現するためのデータヘルス改革が行われており、コラボヘルスやICTを活用したPHRが推進されている。

また、令和5年6月に医療DX推進本部で決定された「医療DXの推進に関する工程表」については、全国医療情報プラットフォームを構築し、医療・介護DXの技術革新の迅速な実装により、質の高い効率的な医療・介護サービスが提供される体制の構築が目指されている。

本会は、KDBシステム等を活用し、医療・保健・介護・福祉の総合専門機関として保険者の健康づくり支援を行うとともに、デジタル化社会の実現に向け、医療介護DXの推進に伴う各業務システムの連携など、必要な対応が求められている。

### 第3 第6期中期事業計画の評価

第6期中期事業計画の評価と課題は以下のとおりである。(○：評価 ●：課題)

事業区分	評価	評価理由・課題
1. 保険者・市町と県のニーズに即応した事業の推進		
(1) 診療報酬等の審査支払事業		
① 審査支払業務の充実	A	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 国保総合システムの標準機能の活用及びコンピュータチェックの実施により効率的・効果的な事務共助に努めた。</li> <li>○ 公正な審査を期するため、審査委員会への適切な事務共助を行った。また、全国統一基準及び中央会配布項目の協議を行い、審査委員会と共有を図った。</li> <li>○ 診療科目別研修等による審査知識向上と人材育成を行った。</li> </ul>
② 療養費の適正化	A	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 公正な審査を期するため、療養費審査委員会への適切な事務共助を行った。また、療養費専門員による研修を行い、審査の充実強化に取り組んだ。</li> <li>○ 治療用装具等の療養費について、支給基準に基づいた確かな調査に努めた。</li> <li>○ 訪問看護療養費明細書のオンライン請求について、ステーションに対し連絡調整を行い円滑な移行に努めた。</li> </ul>
(2) 共同処理事業		
① 再審査業務の充実	A	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 保険者再審査について、レセプト点検支援システムを活用した点検を実施し、保険者事務の軽減を図った。</li> <li>○ レセプト点検支援システムのチェック項目について、現状に即した内容となるよう随時見直しを行い、レセプト点検の充実強化に取り組んだ。</li> <li>○ オンライン請求システムを活用した取下げ・再審査依頼請求を促進し、医療機関再審査のペーパーレス化を進めた。また、再審査業務の効率化を図るため、既存ツール等の活用について検討を行った。</li> </ul>
② 保険者事務電算化共同処理事業の充実	A	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 国保総合システム及び国保情報集約システムの更改に伴う総合評価方式の実施や本会独自システムの更改に伴う指名競争入札業者選定を行い、コスト削減を実現するとともに、円滑な導入及び効率的な運用開始に向けて取り組んだ。</li> <li>○ 後期高齢者医療請求支払システム及びセキュリティ等管理システムの運用開始に向けた対応を行った。</li> <li>○ 過誤処理業務について、保険者からの過誤申出を正確に処理した。また、令和7年度には過誤申出に係る国保総合システムの操作研修を実施した。</li> </ul>
③ 第三者行為損害賠償求償事務の充実	A	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 第三者行為によるすべての傷害事故について、顧問弁護士と協議を行い、加害者または保険会社と過失交渉及び支払い督促を重点的に行った。</li> <li>○ 委任件数及び求償額の増加に対する保険者支援事業の取り組みとして、令和6年度はオンライン形式、令和7年度は訪問形式による保険者個別支援を実施し助言を行った。</li> <li>● 近年、委任件数・求償額が減少傾向にあるため、保険者への情報提供及び被保険者からの被害届の提出もれに対する取組強化を図る必要がある。</li> </ul>
④ 審査支払機能を活用した委託事業の充実	A	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 出産育児一時金事務について、国総システムを円滑に運用し、適切に請求支払業務を実施した。</li> <li>○ 福祉医療費助成事業については、共同処理事務と研修会を実施し市町の事務支援を行った。また、レセプト現物化の年齢拡大及び県跨ぎに係る市町からの問合せに対応した。</li> <li>○ 時限措置である風しん対策と新型コロナワクチン接種事業に対し、適切に費用決済事務を実施した。</li> </ul>

事業区分	評価	評価理由・課題
<b>(3) 保健事業</b>		
① 保健事業への支援の充実	A	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ KDBシステム等を利活用した情報提供を行うとともに、保険者へ出向き第2期データヘルス計画の評価と第3期データヘルス計画の策定支援を行った。</li> <li>● さらなる事業の充実に向け、支援方法や内容の見直しについて検討するとともに、三重県や後期高齢者医療広域連合と連携した保険者支援に取り組む必要がある。</li> </ul>
② 特定健診・特定保健指導への支援の充実	A	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 第4期特定健診等実施計画の変更対応を行い、特定健診・特定保健指導の費用決済やデータ管理業務を的確に行った。</li> <li>○ 特定健診等データ管理システムのクラウド環境への移行について、円滑に対応した。</li> <li>● 特定保健指導実施率が低迷(令和6年度:14.5%)していることから、三重県と連携し、効果的な保険者支援方法について検討していく必要がある。</li> </ul>
<b>(4) 保険者支援事業</b>		
① 保険者事業に対する支援の充実	A	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 三重県国保運営方針や保険者努力支援制度に示される評価指標を達成するための保険者支援を計画に基づき実施した。</li> <li>○ 制度改正等に応じた広報啓発活動を保険者支援事業検討委員会で協議のうえ実施した。</li> <li>● 引き続き、保険者事業における動向を調査・研究し、ニーズを踏まえた効果的な支援事業を実施する必要がある。</li> </ul>
<b>(5) 介護保険関係事業</b>		
① 介護給付費等の審査支払事業の充実	A	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 介護報酬改定に対応する中で、一部事務手順や確認方法に課題が生じたが、是正策を講じたうえで、介護給付費及び介護予防・日常生活支援総合事業費等の適正化に向けた審査支払業務を的確に行った。</li> <li>○ 令和7年5月に行ったクラウドリフトに伴う介護保険審査支払等システム機器更改について、問題なく移行し、本稼働前・本稼働後ともに安定的にシステム運用を行った。</li> </ul>
② 介護保険者事務電算化共同処理事業の充実	A	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 介護保険者と医療保険者間の連携をとりながら、台帳整備に起因する課題などに対し迅速に対応し、保険者事務の軽減及び効率化を図った。</li> <li>○ みえ高齢者元気・かがやきプランに基づき、共通的に保険者での実施が求められる介護給付適正化事業のうち、「医療情報との突合・縦覧点検」「ケアプラン等の点検」について支援することで、保険者事務の負担軽減を図った。</li> </ul>
<b>(6) 障害者総合支援関係事業</b>		
① 障害者総合支援関係業務の充実	A	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 障害福祉サービス等報酬改定に伴う1次審査の見直しを的確に対応し、2次審査を含む審査業務全般にの適正化と効率化に努めた。</li> <li>○ 令和7年5月に行ったクラウドリフトに伴う障害者総合支援給付審査支払等システム機器更改について、問題なく移行し、本稼働前・本稼働後ともに安定的にシステム運用を行った。</li> </ul>

事業区分	評価	評価理由・課題
2. 環境の変化に対応した組織運営体制の推進		
(1) 財務関係事業		
① 財務の健全性と透明性の確保	A	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 適切な予算編成・執行を行い、健全な財政運営に努めた。また、保険者の振込手数料削減のための電子請求、令和6年度税制改正における、厚生労働大臣の証明に係る手続きの申請等、環境変化に的確に対応した。</li> <li>○ 被保険者数の推移や受診動向を勘案し、適正な負担金・手数料の見直しを行った。</li> <li>○ 会員外監事監査や監査法人の会計監査により財務の透明性を確保した。また、債権譲渡・差押等の適正な管理や支払処理等を確実に行った。</li> </ul>
(2) 組織運営関係事業		
① 組織運営体制の確立	A	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 保険者からの期待と信頼に応える組織体制を目指し、国保連合会を取り巻く環境の変化や保険者・市町のニーズを認識することに努めた。</li> <li>○ 各事業の進捗管理と評価・見直しを行い、継続的な業務改善につなげるPDCAサイクルの運用を行った。</li> <li>○ 法令等に基づき適正に規則の見直しを行った。また、不適切な事務処理の防止及び改善に努めた。</li> </ul>
② 業務管理体制の整備	A	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 安心・安全なサービス提供を確実にを行うため、令和5年にQMSの認証を取得した。</li> <li>○ ISMSとQMSを的確に運用し、保険者からの信頼が得られるよう努めるとともに、効率的・効果的な取り組みとなるよう運用体制を統合した。</li> <li>○ 大災害発生時に継続的な業務が実施できるように、業務継続計画(BCP)や災害対策マニュアルの見直しを行い、訓練を行った。</li> <li>● 社会情勢や法改正、新たなリスクの出現といった環境の変化に合わせて定期的にマニュアルを見直す必要がある。</li> </ul>
③ 人材育成計画の推進	A	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 人材育成計画に基づき、職制に応じて求められる基本スキルの向上とステップアップに必要な意識の向上等を目的に、研修計画を策定し、職員研修を実施した。</li> <li>○ 評価を通じて職員の長所・短所を明確にし、適切な指導を行うため、人事評価制度を導入し、人材の育成、有効的な人材活用及び職員の適正処遇に活用するなど適正な運用を行った。</li> <li>● 業務を円滑に推進できるリーダーシップや中長期的な経営視点を持った職員の育成を目的とした研修計画を検討する必要がある。</li> </ul>

## 第4 国保連合会が目指す方向

### I 基本理念

「保険者からの期待と信頼に応える国保連合会の実現を目指して」

### II 基本方針

#### 1. 保険者・市町と県のニーズに即応した事業の推進

保険者のニーズを的確に把握し、その視点に立った事業を実施し、効果的・効率的な事業展開と安全かつ迅速なサービスを提供する。

#### 2. 環境の変化に対応した組織運営体制の推進

様々な環境変化に対応した事業コストの縮減と健全で透明性を確保した財政運営で、収支バランスの均衡を実現することができるよう、負担金と手数料の適正な設定を行う。

また、業務管理体制を整備し、業務品質の維持・向上や情報セキュリティ対策に取り組むとともに、災害時の事業継続計画により、非常時の業務継続を担保して、効果的・効率的な組織運営体制の構築を図る。

### III 具体的施策

計画に掲げる基本理念と基本方針のもと、第6期中期事業計画の課題を踏まえて具体的施策を実行していく。

また、IIに掲げる2つの基本方針に対し、本会が実施する全事業を以下のとおり8分類し、それぞれに計画（目指すべき方向と計画達成に向けた主な事業）を策定する。

#### 1. 保険者・市町と県のニーズに即応した事業の推進

- (1) 審査支払等関係事業
- (2) 保険者支援事業
- (3) 国保財政支援事業
- (4) 保健事業
- (5) 介護保険関係事業
- (6) 障害者総合支援関係事業

#### 2. 環境の変化に対応した組織運営体制の推進

- (1) 財務関係事業
- (2) 組織運営関係事業

具体的施策のページ構成

	大分類	中分類	計画達成に対する主な事業	頁
保険者・市町と県のニーズに即応した事業の推進	(1) 審査支払等関係事業	①審査支払業務の充実	診療報酬等の審査支払事業	9
			診療報酬審査委員会運営	
			再審査業務	
		②療養費の適正化	柔道整復施術療養費等の審査支払事業	10
			療養費審査委員会運営	
			柔道整復施術療養費支給申請書オンライン請求化	
		③審査支払機能を活用した委託事業の充実	出産育児一時金等直接支払業務	11
			福祉医療費助成事業の共同処理業務	
		(2) 保険者支援事業	①医療DX等の推進と管理	医療DX及び審査支払機関改革
	自治体情報システムの標準化・共通化			
	情報システム、情報ネットワークの運用管理			
	②保険者支援事業の充実		保険者事務電算化共同処理事業	13
			過誤処理業務	
			第三者行為損害賠償求償事務	
	(3) 国保財政支援事業	①国保財政事業に対する支援の充実	保険料（税）適正賦課に関する支援	14
			保険料（税）収納率の向上に関する支援	
			財政診断事業の実施	
			調査研究・統計資料の作成	
			広報・啓発事業	
	(4) 保健事業	①保健事業に対する支援の充実	保健事業支援	15
			国保・後期高齢者ヘルスサポート事業	
			データヘルス事業による保険者支援	
			在宅保健師の会（ひまわりの会）を活用した支援	
			KDBシステムヘルスサポートシステムの円滑な運用及び活用支援	
②特定健診・特定保健指導に対する支援の充実		特定健診等データ管理・費用決済（後期健康診査・健増法健康診査）	16	
		特定健診等受診勧奨等事業		
③健康・医療自治体健診DX推進における受託事業の充実		健康・医療自治体健診DX関係事務にかかる費用決済業務	17	
(5) 介護保険関係事業		①介護給付費等の審査支払事業の充実	介護給付費等審査支払事業	18
	介護給付費等審査委員会運営			
	介護保険審査支払等システムの運用			
	介護サービス苦情処理業務			
	②介護保険者事務電算化共同処理事業の充実	介護保険保険者事務電算化共同処理事業	19	
		介護給付適正化保険者支援事務		
		主治医意見書作成料支払事務 年金特別徴収情報等経由業務		
(6) 障害者総合支援関係事業	①障害者総合支援関係事業の充実	障害者総合支援等審査支払事業	20	
		障害者総合支援給付審査支払等システムの運用		
		障害者総合支援関係事務電算化共同処理事業		
制 環 境 の 推 進 の 変 化 に 対 応 し た 組 織 運 営 体	(1) 財務関係事業	①財務の健全性と透明性の確保	予算編成及び予算執行	21
			財産及び積立金の運用管理	
			契約事務の管理	
			検査及び監査の実施	
			診療報酬等振込口座の管理	
	(2) 組織運営関係事業	①組織運営体制の確立	組織運営	22
			中期事業計画の運用	
			人材育成の推進	
		②業務管理体制の整備	情報セキュリティマネジメントシステムISO27001（ISMS）の運用	23
			品質マネジメントシステムISO9001（QMS）の運用 危機管理体制の整備	

基本方針	1. 保険者・市町と県のニーズに即応した事業の推進
大分類	(1) 審査支払等関係事業

中分類	① 審査支払業務の充実
目指すべき方向	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 診療報酬の公正かつ中立な審査支払のため審査委員会の円滑な運営を行うとともに、審査担当職員の審査手法の高度化による審査の充実強化に取り組む。</li> <li>○ 「審査支払機能に関する改革工程表」及び「医療DXの推進に関する工程表」に基づき、審査支払システムの共同開発・共同利用に向け、事務処理の標準化及び新たなICT技術の活用について国保中央会及び全国の連合会と連携し取り組む。</li> <li>○ 審査結果の不合理な差異の解消やコンピュータチェックの統一に全国の連合会と連携し取り組む。</li> </ul>

評価及びコメント				
評価	R8	R9	R10	総括
評価結果の判断理由				

計画達成に向けた主な事業				
	事業名	関係部署	事業概要	
1	診療報酬等の審査支払事業	審査第1課 審査第2課	審査支払システムの共同開発・共同利用及び医療DXへの対応に向け、ICTを活用し審査支払業務の充実と効率化を図るとともに、事務処理の標準化、コンピュータチェックの統一等の対応を行う。	
2	診療報酬審査委員会運営	審査第1課	公正かつ中立な審査支払のため審査委員会を円滑に運営するとともに、審査基準の統一化に向けて、全国的な取決め事項の周知と支払基金、国保の取決め事項の差異調整を行う。	
3	再審査業務	審査第1課	国保総合システムやレセプト点検支援システム等ICTを活用した専門性の高い縦覧点検、横覧点検、突合点検を実施し、医療費の適正化を推進する。	
4				
5				

基本方針	1. 保険者・市町と県のニーズに即応した事業の推進
大分類	(1) 審査支払等関係事業

中分類	②療養費の適正化
目指すべき方向	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 柔道整復施術、あん摩・マッサージ・指圧及びはり、きゅうの公平な審査を期するため、療養費審査委員会への適切な事務共助に努め、審査の充実強化を図る。</li> <li>○ 治療用装具等の療養費について、支給基準に基づいた確かな調査に努める。</li> <li>○ 柔道整復施術療養費支給申請書オンライン請求化について、国の動向を注視し的確に対応する。</li> </ul>

評価及びコメント				
評価	R8	R9	R10	総括
評価結果の判断理由				

計画達成に向けた主な事業				
事業名			関係部署	事業概要
1		柔道整復施術療養費等の審査支払事業	審査第1課	審査の充実及び円滑な支払業務を行うため、柔道整復施術療養費及び訪問看護療養費の審査支払業務について適切に対応する。
2		療養費審査委員会運営	審査第1課	適正かつ公平な審査を行うため「柔道整復施術療養費部会」及び「あはき療養費部会」において、専門的な審査を毎月開催する。
3		柔道整復施術療養費支給申請書オンライン請求化	審査第1課	柔道整復施術療養費支給申請書のオンライン請求化に向け、国の動向を注視し的確に対応する。
4				
5				

基本方針	1. 保険者・市町と県のニーズに即応した事業の推進
大分類	(1) 審査支払等関係事業

中分類	③審査支払機能を活用した委託事業の充実
目指すべき方向	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 出産育児一時金等直接支払制度に係る国の動向を注視し、健全な事業運営を行うとともに、請求支払事務の効率的な運用を目指す。</li> <li>○ 福祉医療費助成事業の現物給付等について、市町の制度改正等に対応し適切に事務の支援を行う。</li> </ul>

評価及びコメント				
評価	R8	R9	R10	総括
評価結果の判断理由				

計画達成に向けた主な事業				
No.	事業名	関係部署	事業概要	
1	出産育児一時金等直接支払業務	審査第1課	国保総合システムを活用し、適切に請求支払業務を実施する。今後の出産費用の無償化について、国の動向を注視し適切に対応する。	
2	福祉医療費助成事業の共同処理業務	審査第1課	市町における福祉医療費対象年齢変更及びレセプト現物化の年齢拡大、県を跨ぐ地単公費の取り扱いについて、適切に対応する。また、福祉医療費助成事務共同処理システムを活用し事務処理を円滑に実施する。	
3				
4				
5				

基本方針	1. 保険者・市町と県のニーズに即応した事業の推進
大分類	(2)保険者支援事業

中分類	①医療DX等の推進と管理
目指すべき方向	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 医療DXや審査支払機関改革等の国の動向を注視し、関係機関と連携を図り、迅速かつ的確に対応する。</li> <li>○ 自治体情報システムの標準化・共通化に対して保険者と情報共有を図り、国保情報集約システム等とのデータ連携テスト等を迅速に実施し、円滑なシステム移行及び運用開始に向けた支援を行う。</li> <li>○ クラウド移行した国保総合システム・国保情報集約システムなど各業務システムの安定運用を図るとともに、保険者の事務軽減及び事務の効率化等保険者サービスの向上に努める。</li> </ul>

評価及びコメント				
評価	R8	R9	R10	総括
評価結果の判断理由				

計画達成に向けた主な事業				
事業名	関係部署	事業概要		
1	医療DX及び審査支払機関改革	保険者支援課	医療DXにかかる国の動向を注視し、公費・地単公費の現物給付化の開始に伴うマスタ登録等の必要な対応を保険者と連携し的確に実施する。また、審査領域共同利用の開始に向け、動向を注視し、準備を適切に行う。	
2	自治体情報システムの標準化・共通化	保険者支援課	自治体情報システムの標準化・共通化に対する円滑なシステム移行、安定的な運用に向けて適切に対応する。	
3	情報システム、情報ネットワークの運用管理	保険者支援課	情報システム、情報ネットワークの安全性を確保し、各業務システムの安定稼働を行うため、システム・ネットワーク監視、メンテナンスを定期的を実施する。また、サービスレベル協定(SLA)に基づき品質向上に努める。	
4				
5				

基本方針	1. 保険者・市町と県のニーズに即応した事業の推進
大分類	(2)保険者支援事業

中分類	②保険者支援事業の充実
目指すべき方向	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 国保総合システムの効率的な運用を図り、保険者事務電算化共同処理事業について、事務の効率化及び運用経費の節減に努める。</li> <li>○ 国民健康保険法第64条、高齢者医療確保法第58条、介護保険法第21条に基づき、保険給付事由が第三者行為による全ての傷害事故を受託し、保険給付の適正化に努める。</li> </ul>

評価及びコメント				
評価	R8	R9	R10	総括
評価結果の判断理由				

計画達成に向けた主な事業				
事業名	関係部署	事業概要		
1	保険者事務電算化共同処理事業	保険者支援課	高額療養費、高額医療・高額介護合算療養費、外来年間合算など共同処理事業の合理的かつ効率的な運用を図るとともに、事務処理方法の徹底と周知を目的に研修等の支援を行う。	
2	過誤処理業務	保険者支援課	保険者から申出された過誤及び保険者間調整を円滑かつ正確に行う。また、事務処理方法の徹底と周知を目的に研修等の支援を行う。	
3	第三者行為損害賠償求償事務	保険者支援課	保険事業の健全な運用と給付の適正化の観点から、保険給付事由が第三者行為による全ての傷害事故(交通事故、食中毒、ケンカ等)に係る求償事務を受託し、保険給付の適正化を支援する。	
4				
5				

基本方針	1. 保険者・市町と県のニーズに即応した事業の推進
大分類	(3)国保財政支援事業

中分類	①国保財政事業に対する支援の充実
目指すべき方向	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 国保財政の安定化を図るための保険者支援として、三重県国保運営方針や保険者努力支援制度に示される評価指標を達成するための支援事業を行う。</li> <li>○ 制度改正への対応など保険者へ正確でタイムリーな情報提供を行うとともに、国保被保険者に対する広報啓発活動の拡充を図る。</li> </ul>

評価及びコメント				
評価	R8	R9	R10	総括
評価結果の判断理由				

計画達成に向けた主な事業				
	事業名	関係部署	事業概要	
1	保険料(税)適正賦課に関する支援	企画総務課	県の国保運営方針を踏まえた適正な保険料(税)率の算定や賦課状況のシミュレーションを行うため、保険料(税)適正算定マニュアルを活用した各保険者の分析・支援を行う。	
2	保険料(税)収納率の向上に関する支援	企画総務課	保険料(税)徴収アドバイザー等派遣支援や保険料(税)収納率向上対策研修会を県と共催のうえ実施するなど、保険料(税)収納率向上に向けた支援を行う。	
3	財政診断事業の実施	企画総務課	事業年報から「国保財政診断分析表」を作成・分析し、現状や課題について市町に助言等を行う。 また、今後の動向等、保険者が求める支援内容について、支援を通して把握し、事業に反映させる。	
4	調査研究・統計資料の作成	企画総務課	「国民健康保険・後期高齢者医療制度・介護保険財政のすがた」や「保険料(税)に関する実態調査」等の発行を通して正確かつタイムリーな情報提供を行う。	
5	広報・啓発事業	企画総務課	「国保のしおり」等の共同印刷や「国保連合会ガイド」及び機関誌「三重の国保」(年4回)等の作成など広報・啓発事業を行う。	

基本方針	1. 保険者・市町と県のニーズに即応した事業の推進
大分類	(4)保健事業

中分類	①保健事業に対する支援の充実
目指すべき方向	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ データヘルス事業、高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施事業など、医療費の適正化や被保険者の健康の保持増進に必要な事業の推進に向け支援の向上と充実を図る。</li> <li>○ 保険者ニーズを把握し、保険者努力支援制度の指標(保健事業関連)の加点獲得に向けた支援に取り組む。</li> </ul>

評価及びコメント				
評価	R8	R9	R10	総括
評価結果の判断理由				

計画達成に向けた主な事業				
	事業名	関係部署	事業概要	
1	保健事業支援	保健介護課	保険者の実施する保健事業を効果的・効率的に支援するため保健事業検討委員会において検討を行う。また、保険者支援の役割分担等について県及び後期高齢者医療広域連合と連携する。	
2	国保・後期高齢者ヘルスサポート事業	保健介護課	保健事業支援・評価委員会におけるデータヘルス事業の助言・支援を実施する。また、第3期データヘルス計画の中間評価や計画達成に向けた支援を実施する。	
3	データヘルス事業による保険者支援	保健介護課	保険者がデータヘルス事業を円滑に実施できるようKDBシステム等を利活用したデータ分析支援や効果的な事例等の研修会を開催する。	
4	在宅保健師の会(ひまわりの会)を活用した支援	保健介護課	在宅保健師の会会員を健康相談や健康イベントなどへ派遣し、保険者マンパワー不足への支援を行う。	
5	KDBシステム・ヘルスサポートシステムの円滑な運用及び活用支援	保健介護課	KDBシステム・ヘルスサポートシステムの安定運用を図る。また、効果的な活用に向けて基本操作、帳票の活用方法に関する研修会や現地支援、機能拡充、職員のデータ分析スキルの向上に取り組む。	

基本方針	1. 保険者・市町と県のニーズに即応した事業の推進
大分類	(4)保健事業

中分類	②特定健診・特定保健指導に対する支援の充実
目指すべき方向	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 特定健康診査・特定保健指導を円滑かつ効果的・効率的に実施するため「三重県健診・保健指導の連携のあり方検討調整会議」の議論を踏まえた支援をするとともに、特定健康診査受診率と特定保健指導実施率の向上に向けた支援を実施する。</li> <li>○ 特定健診等データ管理システムの安定運用を図るとともに、医療DXに関連するシステム対応を円滑に行う。</li> </ul>

評価及びコメント				
評価	R8	R9	R10	総括
評価結果の判断理由				

計画達成に向けた主な事業				
	事業名	関係部署	事業概要	
1	特定健診等データ管理・費用決済(後期健康診査・健増法健康診査)	保健介護課	特定健診等データ管理システム等の安定運用を図り、費用決済やデータ管理業務の共同処理事業を的確に行う。	
2	特定健診等受診勧奨事業	保健介護課	特定健診の受診勧奨リーフレット及び勧奨通知の一括作成を行う。またICTを活用し、スマートフォンなどによる遠隔保健指導を実施し、保険者事務の効率化や受診率・実施率の向上に向けた支援を行う。	
3				
4				
5				

基本方針	1. 保険者・市町と県のニーズに即応した事業の推進
大分類	(4)保健事業

中分類	③健康・医療自治体健診DX推進における受託事業の充実
目指すべき方向	○ PMH(Public Medical Hub)を活用した情報連携を実現するための制度改正に伴い、連合会で受託することとなった予防接種事務のデジタル化をはじめとする市町の医療DX関連業務について、関係機関と連携のうえ円滑な運用に向けた対応を行う。

評価及びコメント				
評価	R8	R9	R10	総括
評価結果の判断理由				

計画達成に向けた主な事業				
No.	項目	事業名	関係部署	事業概要
1		健康・医療自治体健診DX関係事務にかかる費用決済業務	保健介護課	令和8年度以降、順次開始が予定されている健康・医療自治体健診DX関係事務の受託に向け、関係機関と連携のうえ調査を進めるとともに、受託後は関連システムを円滑に運用し、正確な費用決済業務を実施する。
2				
3				
4				
5				

基本方針	1. 保険者・市町と県のニーズに即応した事業の推進
大分類	(5)介護保険関係事業

中分類	①介護給付費等の審査支払事業の充実
目指すべき方向	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 介護給付費等の公正かつ中立な審査支払のため介護給付費等審査委員会の円滑な運営を行う。</li> <li>○ 介護保険審査支払等システムの安定運用を図るとともに、介護DXに基づき令和8年度以降順次連携が開始される介護情報基盤を中心とする関連システムの整備に対応する。</li> <li>○ 県・保険者等、各関係機関と連携を図り、介護サービス苦情処理委員会の指示・助言に基づき、苦情相談等に迅速かつ適正に対応する。</li> </ul>

評価及びコメント				
評価	R8	R9	R10	総括
評価結果の判断理由				

計画達成に向けた主な事業				
No.	事業名	関係部署	事業概要	
1	介護給付費等審査支払事業	保健介護課	介護給付費及び介護予防・日常生活支援総合事業費等の適正化に向け、審査支払業務を的確に行う。	
2	介護給付費等審査委員会運営	保健介護課	介護給付費等の適正化に向け、介護給付費等審査委員会を円滑に運営し、公正かつ公平な審査を行う。	
3	介護保険審査支払等システムの運用	保健介護課	介護保険審査支払等システムを安定的かつ効率的に運用し、介護情報基盤の運用開始に伴う関連システムの整備を的確に遂行する。	
4	介護サービス苦情処理業務	保健介護課	介護保険法上の指定サービスに対する苦情や保険者で対応困難な苦情等を受け付ける。また、事業所に対し、苦情処理委員会の審議に基づいた、指導・助言を行う。	
5				

基本方針	1. 保険者・市町と県のニーズに即応した事業の推進
大分類	(5)介護保険関係事業

中分類	②介護保険者事務電算化共同処理事業の充実
目指すべき方向	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 保険者ニーズを把握し、保険者事務の軽減及び効率化を図る。また、円滑な運用に向け関係機関との連携を強化する。</li> <li>○ 保険者の介護給付適正化事業の取り組み状況を把握し、実態に即した支援を行う。</li> <li>○ 市町・介護保険者及び年金保険者と連携を図り、円滑な経由業務を実施する。</li> </ul>

評価及びコメント				
評価	R8	R9	R10	総括
評価結果の判断理由				

計画達成に向けた主な事業				
事業名	関係部署	事業概要		
1	介護保険保険者事務電算化共同処理事業	保健介護課	審査支払事業により管理される給付実績を基に、高額介護サービス費等支給管理事務、高額医療・高額介護合算支給管理事務等を的確に行う。	
2	介護給付適正化保険者支援事務	保健介護課	縦覧点検・医療情報突合等審査を的確に行う。また、「介護給付適正化システム」「ケアプラン分析システム」で抽出した給付実績情報を提供するとともに、県と連携を強化し研修を行う。	
3	主治医意見書作成料支払事務	保健介護課	主治医意見書作成料支払処理を的確に行うとともに、電子化に向けた対応を進める。	
4	年金特別徴収情報等経由業務	保健介護課	保険料特別徴収情報、介護保険補足給付情報、年金生活者支援給付金情報、要介護認定情報等のデータについて、情報経由業務を的確に行う。	
5				

基本方針	1. 保険者・市町と県のニーズに即応した事業の推進
大分類	(6)障害者総合支援関係事業

中分類	①障害者総合支援関係業務の充実
目指すべき方向	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 障害福祉サービス費等に係る1次審査の充実を図るとともに、市町における2次審査業務の適正化及び効率化を促進する。</li> <li>○ 障害者総合支援給付審査支払等システム安定運用を図るとともに、開発元の国保中央会と連携しクラウドリフト後の見直しに対応していく。</li> </ul>

評価及びコメント				
評価	R8	R9	R10	総括
評価結果の判断理由				

計画達成に向けた主な事業				
No.	区分	事業名	関係部署	事業概要
1		障害者総合支援等審査支払事業	保健介護課	障害福祉サービス費及び障害児支援給付費の審査支払業務を的確に行う。また、障害福祉サービス費等に係る1次審査の充実を図るとともに、市町における2次審査業務の適正化及び効率化を支援する。
2		障害者総合支援給付審査支払等システムの運用	保健介護課	障害者総合支援給付審査支払等システムを安定的かつ効率的に運用する。
3		障害者総合支援関係事務電算化共同処理事業	保健介護課	高額障害福祉サービス等給付費の対象者に関する情報連携(支給計算処理)等の共同処理業務を的確に行う。
4				
5				

基本方針	2. 環境の変化に対応した組織運営体制の推進
大分類	(1)財務関係事業

中分類	①財務の健全性と透明性の確保
目指すべき方向	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 国保連合会を取り巻く環境の変化に的確に対応するとともに、財務運営の健全性を図るため、適切な予算編成及び予算執行を行う。</li> <li>○ 積立金及び決算剰余金等資金の適正な運用管理を行い、保険者への説明責任が果たせる負担金・手数料の設定を行う。</li> <li>○ 会員外監事監査や監査法人の会計監査により財務の透明性を確保する。また、事務の効率化を図り、確実・迅速な出納業務を目指す。</li> </ul>

評価及びコメント				
評価	R8	R9	R10	総括
評価結果の判断理由				

計画達成に向けた主な事業				
事業名	関係部署	事業概要		
1	予算編成及び予算執行	財務課	効率的な事業実施により経費削減に努め、適切な予算編成及び予算執行を行う。また、保険者への説明責任が果たせるよう原則2年ごとに負担金・手数料の見直しを行う。	
2	財産及び積立金の運用管理	財務課	今後のシステム更改等を見据えた積立計画を作成し、財産及び積立金の適正な運用管理に努める。また、法人税法施行規則に則り、積立計画を厚生労働省へ提出する。	
3	契約事務の管理	財務課	各事業における契約事務の透明性及び公平性を期すため、契約審査会を開催する。	
4	検査及び監査の実施	財務課	内部による出納検査と会員外監事及び外部監査法人による監査計画に基づく監査により、財務の透明性の確保に努める。	
5	診療報酬等振込口座の管理	財務課	各審査支払事業における振込口座を一元的に管理することで事務の効率化を図り、確実な支払処理を行う。また、近年複雑化する債権譲渡や差押処理についても適切に対応する。	

基本方針	2. 環境の変化に対応した組織運営体制の推進
大分類	(2)組織運営関係事業

中分類	①組織運営体制の確立
目指すべき方向	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 国保連合会を取り巻く環境の変化や保険者・市町のニーズを的確に把握し、保険者からの期待と信頼に応える組織体制を目指すとともに、人材育成計画に基づき、職員育成を行う。</li> <li>○ 各事業の進捗管理と評価・見直しを行い、継続的な業務改善につなげるPDCAサイクルの構築を図る。</li> <li>○ 関係法令や規則等を遵守し、業務の適切な遂行を徹底する。また、不適切な事務処理を防止するため、内部統制に積極的に取り組む。</li> </ul>

評価及びコメント				
評価	R8	R9	R10	総括
評価結果の判断理由				

計画達成に向けた主な事業				
事業名	関係部署	事業概要		
1	組織運営	企画総務課	理事会、総会、監事会、各種会議を円滑に運営し、保険者ニーズを確実に把握することで、期待と信頼に応える。また、関係法令・制度改正の動向を正確に把握し、規則等へ適切に反映させ、職員への周知徹底を図る。	
2	中期事業計画の運用	企画総務課	令和8年度から令和10年度までの第7期中期事業計画に基づき、PDCAサイクルを活用して事業を実施する。また、監事会において計画の運用状況を報告し、必要に応じて見直しを図る。	
3	人材育成の推進	企画総務課	活力ある組織の実現にあたり、人事評価制度の的確な運用を実施する。また、保険者ニーズに対応できる人材を育成するため、研修計画を策定するとともに、随時検証のうえ、各種専門的研修を実施する。	
4				
5				

基本方針	2. 環境の変化に対応した組織運営体制の推進
大分類	(2)組織運営関係事業

中分類	②業務管理体制の整備
目指すべき方向	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 個人情報の取扱いに関して社会的な信用を確保するため、情報セキュリティマネジメントシステムISO27001 (ISMS)に基づき、重要かつ膨大な個人情報を「情報資産」として保護、管理し、セキュリティの強化に継続して取り組む。</li> <li>○ 安心・安全なサービスの提供を確実にを行うため、品質マネジメントシステムISO9001 (QMS)の適切な運用により、業務の品質維持や効率化を図る。</li> <li>○ 大規模災害や感染症等への対応に備えるため、業務継続計画 (BCP)に基づき、非常時優先業務を迅速かつ的確に行える体制を構築する。</li> </ul>

評価及びコメント				
評価	R8	R9	R10	総括
評価結果の判断理由				

計画達成に向けた主な事業				
	事業名	関係部署	事業概要	
1	情報セキュリティマネジメントシステムISO27001 (ISMS)の運用	企画総務課	情報セキュリティ対策として、情報セキュリティマネジメントシステムを適切に運用する。また、国が開発を進めるPMHでの情報連携に係る予防接種のデジタル化等の新たに受託する事務においてリスク管理を徹底する。	
2	品質マネジメントシステムISO9001 (QMS)の運用	企画総務課	業務の安全性・効率性の向上を図るため、品質マネジメントシステムを適切に運用する。また、令和8年に予定されている規格改定に的確に対応する。	
3	危機管理体制の整備	企画総務課	南海トラフ地震や感染症拡大等の緊急事態に備え、業務継続計画 (BCP)に基づく危機管理体制の維持・強化を図る。また、定期的に計画の見直しを行うとともに教育・訓練を実施する。	
4				
5				